

## 浅口市金光町須恵区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、浅口市金光町須恵区自主防災会(以下「防災会」という。)と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 防災会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は区長宅とする。
- (2) 災害時は須恵公会堂(区対策本部設置)とする。

(目 的)

第3条 防災会は、須恵区住民の協働による助け合いの精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)において、被害の防止や軽減を図ることで、安全・安心を確保することを目的とする。

(事 業)

第4条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため、地区における災害危険箇所等の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施等に関すること。
- (4) 地震等の発生時における各種の救急対応・減災に関すること。  
情報収集・伝達、避難誘導、救急救助、消火、給食・給水、インフラ対応、避難所運営等。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 水、食料等の備蓄に関すること。
- (7) 他組織及び近隣地域等との連携に関すること。
- (8) その他、本組織の目的を達成するために必要となる事項。

(会 員)

第5条 防災会は金光町須恵(大谷の一部を含む)住所内にある世帯において、設置目的に賛同する世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 防災会に次の役員を置き、基本的には右欄に掲げる者をあてる。(詳細は別紙組織表)

- |            |     |      |                           |
|------------|-----|------|---------------------------|
| (1) 会 長    | 1名  | (幹事) | 区 長                       |
| (2) 副会長    | 2名  | (幹事) | 副区長                       |
| (3) 防災部長   | 1名  | (幹事) | 防災部長                      |
| (4) 班 長    | 5名  | (幹事) | 土木委員、民生委員、社協会長、事務局長、消防団団長 |
| (5) 庶 務    | 1名  | (幹事) | 事務局長                      |
| (6) 会 計    | 1名  | (幹事) | 防災士                       |
| (7) 防災委員   | 3名  | (幹事) | 組合長代表                     |
| (8) アドバイザー | 若干名 | (幹事) | 相談役、有識者                   |
| (9) 支部長    | 12名 |      | 各組合長または防災選任者              |
| (10) 監 事   | 2名  |      | 会員より選出                    |

2 必要により役員を追加することができる。

3 有識者については、特技・資格等を記載した人材バンクを設置しておくこととする。

(役員任期)

## 第7条

役員任期は基本的に1年とするが、市の条例等による任期を優先する。ただし、再任を妨げないものとし、有識者にあってはこれの限りではない。

なお、選任者は経験や様々な知識を有する必要があるため、基本的には3～5年間程度とする。

(役員任務)

## 第8条 各役員任務については、次の通りとする。

- (1) 会長は、防災会を代表して会務を総括し、地震等の発生時における全体の応急活動の指示等を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。また、各班活動の統括及び指示等を行う。
- (3) 防災部長は、防災の中心的推進者として防災士と協力しながら全体の活動計画の策定及び指示等を行う。
- (4) 支部長(選任者のリーダーを含む)は、組合内の地域住民に対する防災活動全体を行うと共に、日常的に危険個所の把握及び必要となる処置や防災に関する啓発活動及び避難マニュアルの作成や防災計画等の作成を行う。また、避難等には不可欠となる組合内の世帯状況の把握をするために、住民台帳等を整備しておくこと。  
なお、事故あるときを考慮して副部長を選出し、代行できるようにしておくこと。
- (5) 班長は、それぞれの班の統括者として班活動の具体的な指示等を行う。
- (6) 庶務・会計は会の運営に関する庶務・経理及び必要となる物品調達等を行う。
- (7) 監事は、会計の監査を行う。
- (8) アドバイザーは、全体の運営に関する相談や活動内容等についての助言を行う。

(班編成)

## 第9条 効果的な対策を講じるため、次の班を構成して副会長等の指揮下に入るものとする。

- (1) 避難・誘導班 避難時の誘導等を行う。
- (2) 救急・救護班 罹災者救出及び怪我や病気の対応、医療機関への輸送等を行う。
- (3) 消火班 火災発生時の消火活動・救急活動等を行う。
- (4) 避難所運営班 避難者に対する物資調達及び炊き出し等に関する全体の運営を行う。
- (5) 情報伝達班 各種の情報把握と区民の避難確認及び市対策本部及び消防・警察・病院等の関係機関との連絡等を行う。

(区対策本部)

## 第10条 区対策本部は市の避難指示及び必要と認められた時に、須恵公会堂に設置するものとし、基本的に第6条の役員により構成するものとする。

(区対策本部組織)

## 第11条 前条の組織は別紙のとおりとする。

(地域支部)

第12条 避難及び災害対策については、各組合長が地区の現状に一番詳しいことから、特情等を踏まえて地域支部を結成し、区対策本部との連携を図りながら対応の詳細を決定していくものとする。組織は組合長又は選任者を中心として地域の形態及び住民の実態に即したものとし、規約、避難マニュアル（申し合わせ）等の整備をし、主体的に実践できるようにしておくこととする。

また、地域住民の安全確保の観点から、地域内の世帯台帳、緊急連絡網、要支援者名簿、人材バンク等の台帳を整備しておくこととする。（個人情報保護に留意すること。）

(会議)

第13条 防災会に、総会及び幹事会並びに例会を置く。

(総会)

第14条 総会は、第6条の役員及び地域支部長不在の地域の代表者により構成するが、出席者が2分の1以上で成立する。（委任を含む）

- 2 総会は、毎年1回区の総会に合わせて開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができ、両者とも会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他、幹事会が必要と認めたこと。
- 4 議案等の審議は、出席者の半数の合意により決定する。
- 5 議案その付議事項以外の簡易なものや緊急な事柄は、幹事会に決定を委任することができる。この場合は、直近の総会にて報告をするものとする。

(幹事会)

第15条 幹事会は、第6条の幹事をもって構成し、次の事項を審議するが、開催は必要の都度とし、会長が招集する。

- (1) 総会に提出すべき事項の検討。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(例会)

第16条 例会は第6条の役員をもって構成し、防災に関する必要事項を検討する。

#### (防災計画)

第17条 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び役割・任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 危険箇所等の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

#### (免責)

第18条 災害時等において様々な対策を実施したことにより発生した人的及び物的等の損害については、この防災会設置の主旨である善意の団体による自主的な活動であることから免責とする。

#### (個人情報保護)

第19条 防災会が保有する個人情報は、会長の責任管理とするが、関係者への情報の共有化は必要不可欠であり、必要な情報は共有化するがその管理については情報提供を受けた関係者の責任において保護するものとする。また、情報の重要性から会員は個人情報等の提供に協力しなければならない。

#### (経費)

第20条 防災会の運営に要する経費は、会費（年間@1000円）・補助金・その他の収入をもってこれにあてる。

#### (会計年度)

第21条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (会計監査)

第22条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う。

2 監査役は、会計監査の結果を総会において報告しなければならない。

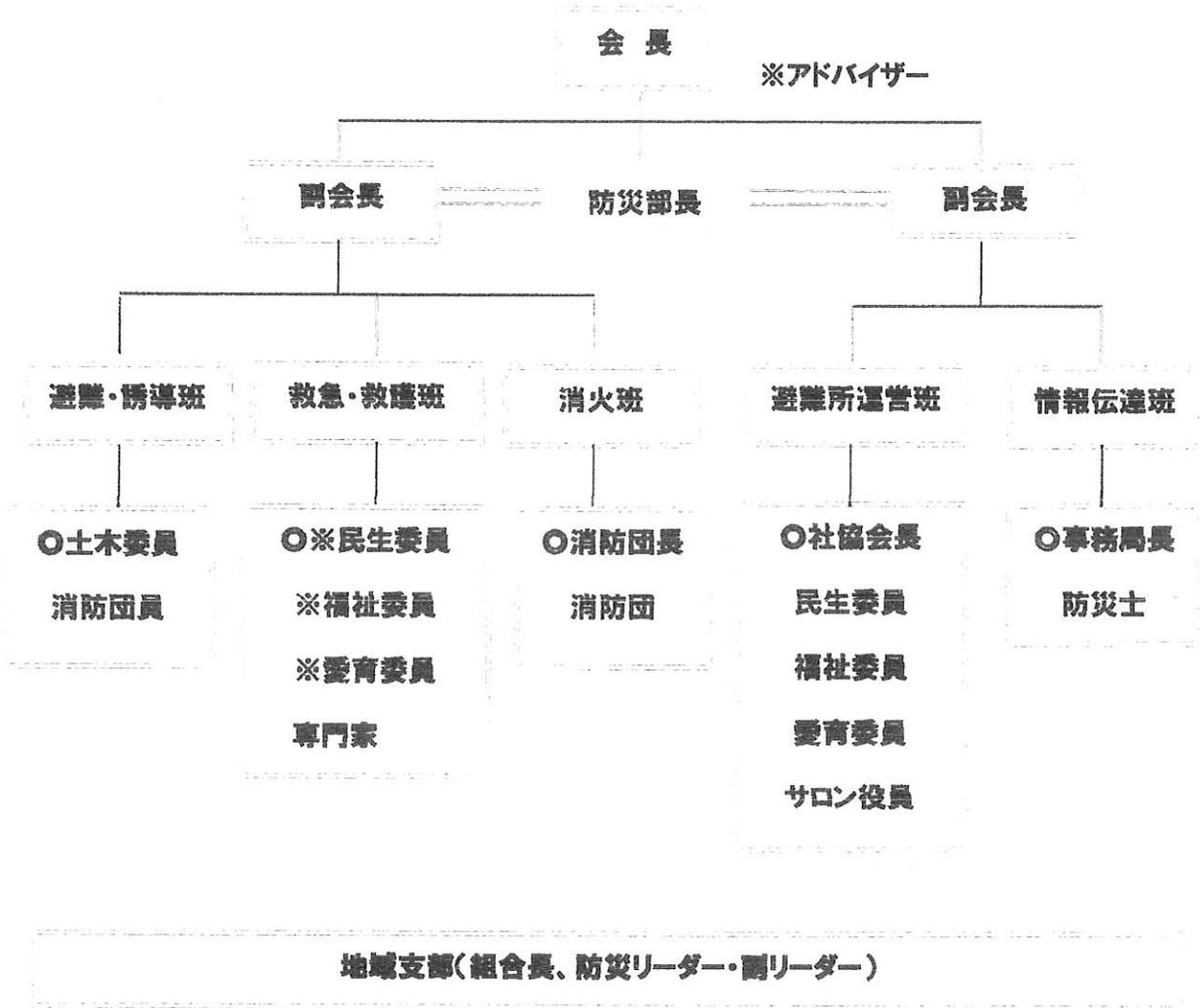
#### 付 則

この規約は、平成25年8月1日から実施する。

#### 改正

平成27年7月1日

須恵区自主防災組織図



○印は班長とする

※消防団については本部の指揮を含むものとする。